

仕様書

- 1 件名
ゆうちょPay加盟店両面印字ステッカー（4種入り）
- 2 数量等
50,000部（予定）
なお、数量の増減幅については、増は30%、減は20%を限度とする。
- 3 規格
95mm×152mm（公差±2mm）
- 4 材質等
 - (1) コンシールユポ 195μ
 - (2) その他
塗工印刷用紙については、塗工量が両面で30g/m²以下であること。
再生利用しにくい加工が施されていないこと。
- 5 版下作成
契約後速やかに株式会社ゆうちょ銀行 営業部門 デジタルサービス事業部 ゆうちょPayGパートナー担当（以下「主管担当」という。）から修正内容及び印刷に必要なデザイン等を記録したデータまたは原稿等を交付するので、主管担当の指示を受けながら、印刷に必要なデータを作成すること。
なお、完成した版下データについては、CD-ROM1枚に記録し、主管担当に提出すること。
- 6 印刷
オフセット印刷両面刷り（4c+4c）
耐光インキを使用すること。
制作物の仕上がり等詳細については、主管担当と調整すること。
- 7 加工等
糊引き・セパレーター貼付・半抜き、断裁
片面ラミネート
加工・仕上り寸法等については別添を参照のこと。
- 8 校正
主管担当において印刷前の原稿校正（印刷内容チェック）及び納入前の現品校正（納入する現品の印刷内容チェック）を受けること。
 - (1) 印刷前の原稿校正
主管担当の指示に基づき、印刷にとりかかる前に印刷原稿を主管担当へ提出すること。
また、この校正（色校正含む。）は主管担当が承認するまで行うこと。
なお、かかる費用は契約会社が負担すること。
 - (2) 納入前の現品校正
現品を製造し、納入場所へ納入を行う前に主管担当へ現品を提出し、印刷内容チェックを受けること。
提出のタイミングは主管担当と調整すること。
なお、主管担当の承認を納入日の前日（前日が土曜、日曜または祝祭日の時はその前営業日）までに受けること。

9 包装等

50部ずつを帯留め又はポリ入れし、適宜の数量（別途主管担当と相談すること。端数についてはその数量）を適宜の段ボール箱に入れ、段ボール箱の側面に帰属会社名、品名、内容数量、製造年月及び納入会社名を表示すること。

なお、段ボール箱は留め金加工不可とする。

【表示の例】

帰属会社名：株式会社ゆうちょ銀行	
品名：ゆうちょPay加盟店両面印字ステッカー 4種入り	
内容数量：〇〇部	製造年月：※※※※年※月
納入業者名：〇〇〇株式会社	備考：

10 納入場所等

(1) 納入場所

主管担当

納入にかかる費用については契約会社負担とする。

(2) 納入期限

2021年2月19日（金）（予定）

なお、最終納入期限は2021年2月26日（金）とする。

(3) 納入物品を直接納入場所へ持ち込む場合は、納入先の社員の指示に従うこと。

(4) 納入時に納品書を納入先へ提出し、納入先社員の記名・押印を受け、回収すること。

11 納品書等の提出

納品書等は、納入日以後請求書とともに速やかに主管担当あて提出すること。

12 知的財産権等

(1) 受託者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法に定める全ての著作権を株式会社ゆうちょ銀行に譲渡し、株式会社ゆうちょ銀行は独占的に使用するものとする。

なお、受託者は、株式会社ゆうちょ銀行に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

また、受託者が本契約の納入成果物に係る著作権を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合、株式会社ゆうちょ銀行と別途協議するものとする。

(2) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、株式会社ゆうちょ銀行が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

なお、この場合、受託者は当該著作物の使用許諾条件等につき、主管担当の了承を得ること。

(3) 本件仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら株式会社ゆうちょ銀行の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

なお、株式会社ゆうちょ銀行は紛争等の事実を知ったとき、速やかに受託者に通知することとする。

13 データ等の管理

(1) 調製等に当たっては、善良な管理者の注意を持って当該物品等を厳重に管理し、流出させないこと。

(2) 主管担当の文書等による承諾なしに調製物品等を目的以外に使用し、または第三者に売却、貸与する等、株式会社ゆうちょ銀行に損害を与える一切の行為をしてはならない。

14 その他

(1) 本件に係る詳細については、本仕様書によるほか、主管担当（03-3477-2124）の指示によること。

- (2) 交付した原稿等は、作業終了後速やかに主管担当まで返還すること。
- (3) 本仕様書における疑義については、主管担当の指示及び解釈によること。
- (4) 納品終了後、適宜の数量の見本品を主管担当に提出のこと。

各ステッカーのサイズは目安です。適宜主管部と調整すること。

